

京都市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の趣旨

本市では、環境影響評価法（以下「法」という。）の施行（平成11年6月12日）に合わせ、京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）を制定し、事業者に環境影響評価（環境アセスメント）の実施を義務付けてきた。

また、平成16年10月には、本市が独自に「京都市計画段階環境影響評価要綱」を策定し、本市が行う事業について、計画の立案の段階において、環境の保全のために配慮すべき事項についての検討（以下「計画段階環境配慮」という。）を行ってきた。

平成23年4月に法の一部が改正され、
 ○環境影響評価手続の前段での計画段階環境配慮に関する手続の実施
 ○事業者が作成する文書のインターネットによる公表
 ○環境影響評価を行う方法等について記載した文書（以下「方法書」という。）の内容を周知させるための説明会の開催
 等が、事業者_に義務付けられることとなった。（平成25年4月1日施行予定）

こうしたことから、本市では、条例と法の手続との整合を図るとともに、本市の健全で恵み豊かな環境の保全について、より一層適正な配慮がなされ、環境への影響をできる限り少なくするため、条例の一部改正を行い、法の対象事業より規模が小さい事業についても、本市独自に計画段階環境配慮に関する手続を義務付けるなど、環境影響評価制度の充実、強化を図るための手続等を定めた。（平成25年4月1日施行予定）

2 これまでの経過

(1) 環境審議会における経過

平成22年 6月30日	「京都市環境影響評価等に関する条例の改正」について」 環境審議会に諮問、環境影響評価条例部会設置
平成22年 9月21日	第1回環境影響評価条例部会
平成22年11月25日	第2回 〃
平成23年 1月28日	第3回 〃
平成23年11月10日	第4回 〃
平成24年 2月23日	第5回 〃
平成24年 3月26日	環境審議会（中間とりまとめ）
平成24年 7月20日	審議会が市民意見募集（～8月19日までの1箇月間）
平成24年 9月12日	第6回環境影響評価条例部会
平成24年 9月21日	環境審議会（答申案のとりまとめ）
平成24年10月 5日	「京都市環境影響評価等に関する条例の改正について」答申

(2) 答申後の経過

平成 24 年 11 月 26 日	条例改正案を 11 月市会に提案
平成 24 年 12 月 26 日	条例改正案可決
平成 25 年 1 月 9 日	改正条例公布
平成 25 年 4 月 1 日	〃 施行（予定）

3 条例改正の概要

(1) 対象事業の細分化（第 2 条，第 47 条）

法では，環境に与える影響が著しいものとなるおそれのある大規模な事業を，規模に応じて，第一種事業と第二種事業に規定している。

本市では，それより規模が小さい事業を中規模の事業（以下「第 1 類事業」という。）と第 1 類事業に準じる小規模の事業（以下「第 2 類事業」という。）に細分化し，規模に応じた手続を義務付ける。

法に規定する事業（第一種及び第二種事業）と第 1 類事業については，事業規模が大きく，事業実施に伴う環境への慎重な配慮を求める必要があることから計画段階環境配慮及び環境影響評価に関する手続等を義務付ける。

一方，第 2 類事業については，事業者への負担等を考慮し，条例に定める手続のうち，計画段階環境配慮に関する手続のみを義務付ける。【別図－**A**】

(2) 計画段階環境配慮に関する手続の新設（第 7 条～第 16 条）

ア 計画段階環境配慮（第 7 条）【別図－①】

事業者は，対象事業に係る計画段階環境配慮の実施を義務付ける。

イ 配慮書案の提出等（第 8 条）【別図－②】

事業者は計画段階環境配慮を行い，その結果等を記載した配慮書案を作成し，市長に提出することを求める。

ウ 配慮書案の公表等の措置（第 9 条～第 13 条）【別図－③】

(ア) 市長は，事業者に対し，配慮書案の提出があったとき，速やかに公告し，縦覧に供するとともに，インターネットを利用して公表することを求める。

(イ) 第 1 類事業を実施しようとする事業者（以下「第 1 類事業者」という。）は，配慮書案の内容を周知させるための説明会の開催等の措置を採らなければならない。

(ウ) 配慮書案について環境配慮の観点からの意見を有する者は，市長に意見書を提出することができる。

(エ) 事業者は，(ウ)の意見書に対する事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(オ) 市長は，事業者に対し，配慮書案についての環境配慮の観点からの意見を書面により述べなければならない。

エ 配慮書の提出等（第14条，第15条）【別図－④】

(ア) 事業者は，市長の意見を勘案するとともに，ウ(ウ)の意見を考慮し，配慮書案に掲げる事項について検討した結果を反映させた配慮書を作成し，市長に提出しなければならない。

(イ) 市長は，配慮書の提出があったときは，速やかに公告し，縦覧に供するとともに，インターネットを利用して公表しなければならない。

オ 第2類事業の実施の制限（第16条）【別図－④】

第2類事業を実施しようとする事業者は，市長が配慮書の公告を行うまでは，第2類事業を実施してはならない。

また，第1類事業者は，計画段階環境配慮及び環境影響評価を行った後，市長が評価書（環境影響評価の方法やその結果等について市民等の意見を反映した文書をいう。）の公告を行うまでは，第1類事業を実施してはならない。（第37条）【別図－⑤】

(3) 環境影響評価及び事後調査に関する手続の追加

ア 文書のインターネットでの公表（第18条，第26条，第34条，第42条，第43条）【別図－⑥】

(ア) 市長は，第1類事業者に提出を義務付けている文書を公告する際には，併せてインターネットを利用して公表しなければならない。

(イ) 第1類事業者は，上記(ア)の文書について，インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

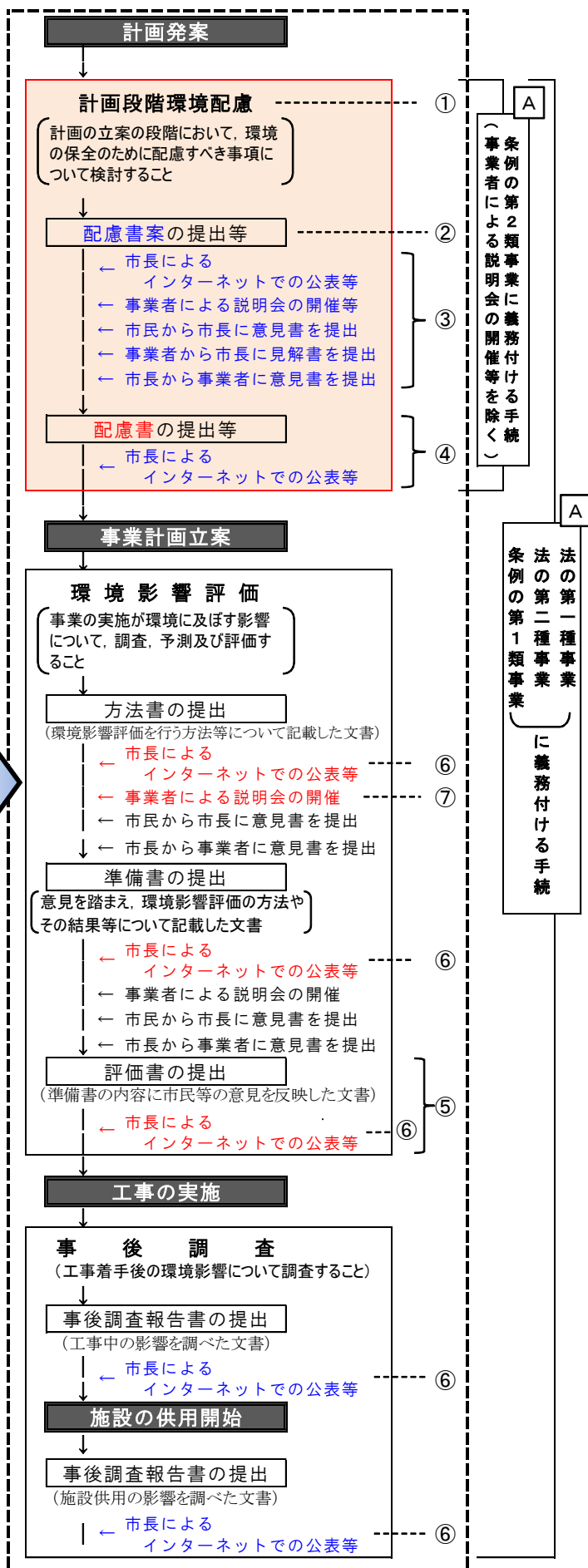
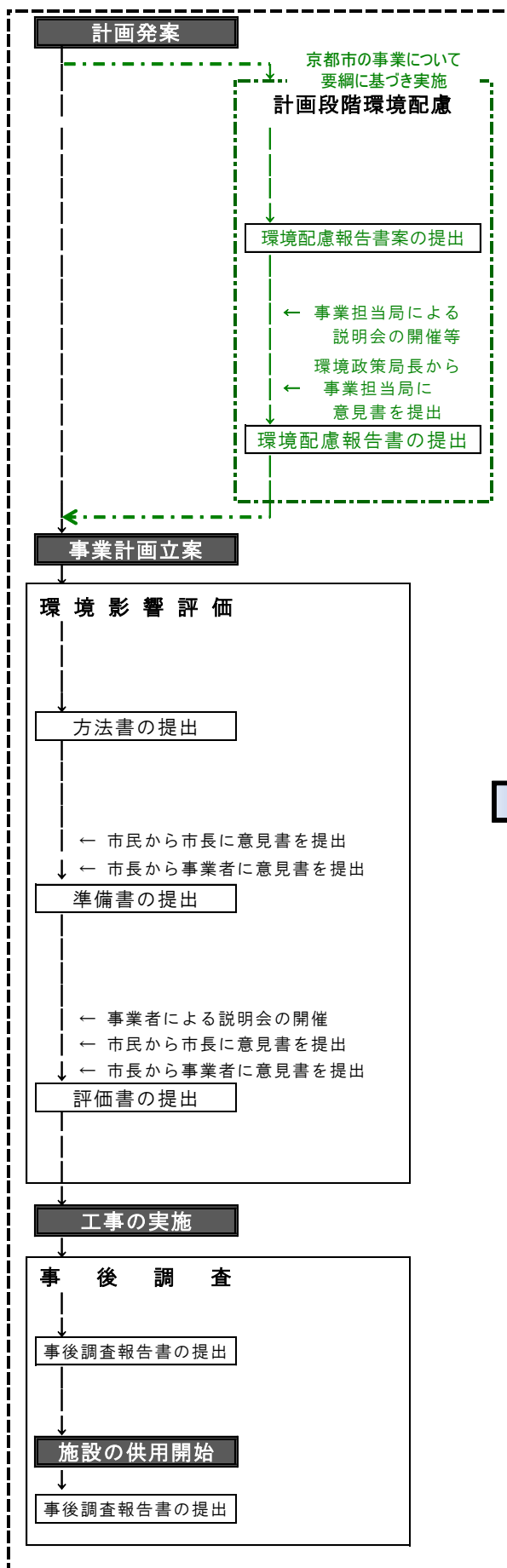
イ 方法書説明会（第19条）【別図－⑦】

第1類事業者は，方法書の内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。

(別図)

改正前の条例

改正後の条例



赤字: 法の改正に合わせて条例に追加した手続
青字: 京都市で独自に条例に追加した手続

(参考)

1 法施行令における主な対象事業の規模要件

主な対象事業	改正前の環境影響評価法施行令の規模要件	
	第一種事業	第二種事業
一般国道	4車線以上，かつ長さが10km以上	4車線以上，かつ長さが7.5～10km
鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
飛行場（ヘリポート）	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
廃棄物最終処分場	面積30ヘクタール以上	面積25～30ヘクタール
宅地の造成の事業（開発）	面積100ヘクタール以上	面積75～100ヘクタール
都市公園	—	—
下水道終末処理場	—	—
工場	—	—
建築物	—	—
ごみ処理施設	—	—
産業廃棄物中間処理施設	—	—



赤字は、対象が拡大された部分

主な対象事業	改正後の環境影響評価法施行令の規模要件(大規模)	
	第一種事業	第二種事業
一般国道	現行法施行令どおり	現行法施行令どおり
鉄道	現行法施行令どおり	現行法施行令どおり
飛行場（ヘリポート）	現行法施行令どおり	現行法施行令どおり
風力発電所【新規】	出力1万kW以上	出力7,500～1万kW
廃棄物最終処分場	現行法施行令どおり	現行法施行令どおり
宅地の造成の事業（開発）	現行法施行令どおり	現行法施行令どおり
都市公園	—	—
下水道終末処理場	—	—
工場	—	—
建築物	—	—
ごみ処理施設	—	—
産業廃棄物中間処理施設	—	—

2 京都市環境審議会の答申に基づく、主な対象事業の規模要件^{注1}

主な対象事業	現行条例施行規則の規模要件 公共事業、民間事業に関わらず 以下の規模に該当する事業	現行要綱の規模要件 ^{注2} 京都市が実施する事業のみ
一般国道	4車線以上、かつ長さが3～7.5km	4車線以上、かつ長さが1.5～3km
鉄道	長さ7.5km未満	—
飛行場（ヘリポート）	滑走路長1,875m未満	—
廃棄物最終処分場	面積5～25ヘクタール	面積5ヘクタール未満（一般廃棄物に限る）
宅地の造成の事業（開発）	面積20～75ヘクタール （特定地域 ^{注3} 10～75ヘクタール）	面積4～20ヘクタール （特定地域 ^{注3} 4～10ヘクタール）
都市公園	面積20ヘクタール以上（特定地域 ^{注3} 10ヘクタール以上）	面積5～20ヘクタール（特定山間地域 ^{注4} に限る）
下水道終末処理場	敷地面積10ヘクタール以上 または 計画処理人口5万人以上	計画処理人口5千人以上
工場	排ガス量4万m ³ /時以上 または 排水量7,500m ³ /日以上	—
建築物	高さ45m超かつ床面積5万m ² 以上	床面積2千m ² 以上
ごみ処理施設	処理能力4トン/時以上 （焼却施設に限る）	処理能力5トン/日以上 （焼却施設は200kg/時以上）
産業廃棄物中間処理施設	敷地面積9千m ² 以上 または 建築面積3千m ² 以上 または 焼却施設の処理能力4トン/時以上	—

青字は、対象を拡大した部分

主な対象事業	京都市環境審議会の答申に基づく規模要件 ^{注1}	
	第1類事業（中規模） 公共事業、民間事業に関わらず 以下の規模に該当する事業	第2類事業（小規模） 京都市が実施する事業 市有地で実施する民間事業（国等の事業を含む。） 民有地で実施するアの民間事業
一般国道	現行施行規則どおり	現行要綱どおり
鉄道	現行施行規則どおり	—
飛行場（ヘリポート）	現行施行規則どおり	—
風力発電所【新規】	出力1,500～7,500kW	—
廃棄物最終処分場	現行施行規則どおり	現行要綱どおり
宅地の造成の事業（開発）	面積16～75ヘクタール （特定地域 ^{注3} 8～75ヘクタール）	面積4～16ヘクタール ア （特定地域 ^{注3} 4～8ヘクタール）
都市公園	現行施行規則どおり	現行要綱どおり
下水道終末処理場	現行施行規則どおり	現行要綱どおり
工場	現行施行規則どおり	—
建築物	高さ31m超かつ床面積5万m ² 以上	現行要綱どおり
ごみ処理施設	現行施行規則どおり	現行要綱どおり
産業廃棄物中間処理施設	現行施行規則どおり	—
その他【新規】	—	別に定める地域 ^{注5} で行う事業 ア

（注1）規模要件については、条例施行規則で規定する。

（注2）改正前の条例施行規則の規模要件から対象を拡大している部分のみを記載している。

（注3）都市計画区域以外の区域、鳥獣保護区、風致地区若しくは修景地区などに指定された区域をいう。

（注4）歴史的風土特別保存地区、都市計画区域以外の区域、特別緑地保全地区若しくは自然風景保全地区に指定された区域をいう。

（注5）希少な動植物の生息に影響を及ぼす地域などを想定。今後、京都市環境影響評価審査会の審議を経て決定する。